

第 59 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告

令和 5 年 6 月 28 日
個人情報保護委員会

令和 5 年 6 月 5 日（月）及び 6 日（火）、メキシコの主催により対面及びオンライン形式で開催された第 59 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities: A P P A）フォーラム（※）に、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関（13 の国・地域（豪、加、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、メキシコ、NZ、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン）、20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおいて、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

1. 各国からの報告：調査と法の適用

中湊専門委員より、当委員会の公表した文書「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」の概要につき、駅や空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設に顔識別機能付きカメラシステムを導入する際の留意点として、①肖像権・プライバシーに関する留意点、②個人情報保護法上の留意点、③事業者が自主的に取り組むべき点といった 3 つの観点から整理がなされていることを説明した。併せて、本文書を広く周知するとともに、本件のみならず多様な新技術の利活用について状況把握を行い、デジタル社会における個人情報の適正な利活用につながるよう、必要な施策について継続的に検討を行っていきたい旨の発言を行った。

2. 信頼性のある個人データの越境移転

中湊専門委員より、当委員会の D F F T 推進に係る取組について、まず、その基本的な考え方として、異なる法制度や国際枠組みの共存を許容しつつ、事業者が複数ある越境移転のメカニズムの中から自らに最適なものを利用可能な環境を目指すことが合理的である旨を説明した。その後、当委員会による具体的な取組みとして、①日 EU、日英相互認証に係る共同レビューの完了、②グローバル越境プライバシールール（C B P R）フォーラムにおける活動への参加、③経済協力開発機構（O E C D）におけるガバメントアクセス等に関する議論の主導、④第 3 回 G 7 データ保護・プライバシー機関（D P A）ラウンドテーブル会合の開催に向けた取組について紹介した。

今次フォーラムでは、当委員会より発表した「信頼性のある個人データの越境移転」に加えて、「脆弱な集団とその個人情報保護に関する権利」、「従業員の監視」、「A I が今日の社会に及ぼす影響」及び「生体認証と人権」等のテーマにつき、一部のテーマにおいては民間事業者の参加も得て、各々の取組みの共有、意見・情報の交換が行われた。

このほか、A P P Aの各ワーキンググループ、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly: G P A）、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network: G P E N）、A P E C等における活動状況が紹介された。なお、各機関における活動状況の紹介中、G 7 D P Aラウンドテーブル会合の開催についても言及があった。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料 1 - 2、その仮訳は資料 1 - 3のとおり。なお、次回の第 60 回 A P P Aフォーラムは、オーストラリアの主催により開催される予定。

（以上）